

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 カルソニックカンセイ株式会社

【英訳名】 CALSONIC KANSEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 森谷 弘史

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地

【電話番号】 048(660)2161(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス本部
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地

【電話番号】 048(660)2161(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス本部
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦

【縦覧に供する場所】 カルソニックカンセイ株式会社 追浜工場
(神奈川県横須賀市夏島町18番地)
カルソニックカンセイ株式会社 吉見工場
(埼玉県比企郡吉見町大字久米田628番地)
カルソニックカンセイ株式会社 名古屋事務所
(愛知県安城市三河安城町1-9-2 第二東祥ビル3F-D)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 上記のうち、吉見工場は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため備え置きます。

1 【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円75銭

総額 1,004,670,795円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第28条（取締役の責任免除）の第2項に社外取締役が責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、定款第35条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更する。

第3号議案 取締役全員任期満了につき5名選任の件

取締役として、中村 克己、森谷 弘史、柿沢 誠一、藤崎 彰及び高松 則雄の5氏を選任する。

第4号議案 監査役2名任期満了につき2名選任の件

監査役として、佐藤 伸悟、梅木 裕世の2氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	218,438	19,812	0	(注) 1	可決 (91.3%)
第2号議案	238,179	42	29	(注) 2	可決 (99.5%)
第3号議案				(注) 3	
中村 克己	198,641	39,608	0		可決 (83.0%)
森谷 弘史	197,290	40,958	0		可決 (82.4%)
柿沢 誠一	226,229	12,020	0		可決 (94.5%)
藤崎 彰	227,207	11,042	0		可決 (94.9%)
高松 則雄	227,368	10,881	0		可決 (95.0%)
第4号議案				(注) 3	
佐藤 伸悟	225,437	12,812	0		可決 (94.2%)
梅木 裕世	229,851	8,398	0		可決 (96.0%)

各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- (注) 1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。